

大阪府男女いきいき・元気宣言事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 大阪府男女共同参画推進条例(平成14年大阪府条例第6号)第11条に基づき、男女共同参画の推進に関する事業者の自主的な取組を促進するため実施する男女いきいき・元気宣言事業者登録制度(以下「本制度」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本制度は、大阪府内に事業所を有し、事業活動等を行う企業、財団法人、社団法人等(以下「事業者」という。)のうち、大阪府内で他の個人を雇用しているものを対象とする。事業者の営利・非営利は問わないものとする。

(登録要件)

第3条 大阪府は次に掲げる取組を行っている事業者又は、取組を進める意欲があると認められる事業者を男女いきいき・元気宣言事業者として登録する。登録は、男女いきいき・元気宣言事業者登録簿に記載して行うものとする。

- 一 女性の能力を活用するための取組
- 二 男性の育児参加を支援するための取組
- 三 仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組
- 四 男女がともに働きやすい職場づくりのための取組
- 五 前4号に掲げるもののほか、働く場における男女共同参画を推進するための取組

(登録手続)

第4条 男女いきいき・元気宣言事業者の登録手続きは、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業者は、応募用紙(様式第1号)により、申込を行うものとする。
- 二 大阪府は、前号の申込のあった事業者について、別に定める審査を行い、登録の可否を決定する。
- 三 前号の決定を行ったときは、その結果を速やかに当該事業者に通知する。なお、登録することを決定した事業者(以下「登録事業者」という。)に対しては、登録証(様式第2号)を発行するものとする。
- 四 登録事業者から汚損、紛失、事業者名の変更などの理由により登録証の再発行の申出があった場合は、登録証(様式第2-2号)を発行するものとする。

(男女いきいき・元気宣言シンボルマーク)

第5条 登録事業者は、男女いきいき・元気宣言シンボルマークを使用することができる。

(登録事業者の支援)

第6条 大阪府は、次に掲げる措置等により登録事業者の支援に努めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に意欲的に取り組む元気な事業者として大阪府の広報媒体での紹介
- 二 登録事業者が本要綱第3条各号に掲げる取組(以下「取組」という。)を推進するにあたって直面する課題の解決に役立つ情報の提供

三 前2号に掲げるもののほか、登録事業者の取組を支援するための措置

(取組状況の把握)

第7条 大阪府は、登録事業者の取組状況を把握し、登録情報を更新するために、毎年1回取組状況調査を実施するものとする。なお、登録事業者のホームページや他の自治体の実施する調査などにより登録事業者の取組状況を把握することができる場合は、取組状況調査に代えることができる。

(変更の申出)

第8条 登録事業者は、次に掲げる項目に変更があった場合は、速やかに変更届出書（様式第3号）により、届け出なければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 代表者の氏名
- 三 所在地
- 四 事業内容

(登録の辞退)

第9条 登録事業者は、登録の要件を満たさなくなったとき、又は登録継続の意思を失ったときは、登録辞退届出書（様式第4号）により、届け出なければならない。

(登録の抹消)

第10条 大阪府は、登録事業者について、登録の要件を満たさなくなったとき、前条の辞退届の提出があったとき、又は明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが不相当であると判断した場合は、その登録を抹消することができる。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。